## 福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和7年10月31日) (追 記 日:令和 年 月 日) 福岡都市圏南部環境事業組合

## 1 処分した廃棄物(令和7年9月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣				
台 数	100 台				
重量	947.37 t				

## 2 周縁地下水の水質 (1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の	測 定 結 果 採取場所			-,-	地下水等適合基準		測定結果の	
根拠及びその項目	採取年月日	上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値	得られた年月日	測定頻度
1 塩化物イオン	令和7年9月12日	57	11	16	_	0.1	令和7年9月26日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	11
4 カドミウム	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	11
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	11
6 六価クロム	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.005	-	11
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
8 全シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.003	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.1mg/L以下	0.01	-	"
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	"
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"

## 3 放流水の水質 浸出水処理設備

·採取場所 総合放流槽 •放流先 大野城市公共下水道

<b></b>	測定約	*	P		" 双侧元 入野物	311 ZX 1 710
水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	松水年日日	採水年月日 測定値			測定結果の	測定頻度
小貝便且の天旭に床る仏中寺の依拠及りでの墳目	床水牛月日	例足胆	基準値	定量下限値	得られた年月日	例足頻及
1 カドミウム及びその化合物	_	-	0.03mg/L以下		1	年1回
2 シアン化合物	_	-	1mg/L以下		-	11
3 有機燐化合物	_	-	1mg/L以下		-	"
4 鉛及びその化合物	_	-	0.1mg/L以下		-	"
5 六価クロム化合物	-	_	0.2mg/L以下		-	"
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下		1	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	_	-	0.005mg/L以下		ı	"
8 アルキル水銀化合物	_	-	検出されないこと		ı	"
9 ポリ塩化ビフェニル	_	_	0.003mg/L以下		1	"
10 トリクロロエチレン	-	_	0.1mg/L以下		-	"
11 テトラクロロエチレン	-	_	0.1mg/L以下		-	"
12 ジクロロメタン	_	-	0.2mg/L以下		1	11
13 四塩化炭素	_	-	0.02mg/L以下		ı	11
14 1,2-ジクロロエタン	_	-	0.04mg/L以下		I	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	_	1mg/L以下		-	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	_	_	0.4mg/L以下		-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	_	_	3mg/L以下		-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	_	-	0.06mg/L以下		-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	_	_	0.02mg/L以下		_	11
20 チウラム	-	_	0.06mg/L以下		_	11
21 シマジン	_	_	0.03mg/L以下		-	II.
22 チオベンカルブ	_	_	0.2mg/L以下		_	II.
23 ベンゼン	_	_	0.1mg/L以下		-	11
24 セレン及びその化合物	_	_	0.1mg/L以下		-	"
25 ほう素及びその化合物	_	_	10mg/L以下		-	11
26 ふっ素及びその化合物	_	_	8mg/L以下		-	11
27 1.4-ジオキサン	_	_	0.5mg/L以下		-	11
28 フェノール類	_	_	5mg/L以下		-	"
29 銅及びその化合物	_	_	3mg/L以下		-	"
30 亜鉛及びその化合物	_	_	2mg/L以下		-	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	_	_	10mg/L以下		_	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	_	_	10mg/L以下		_	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	_	_	2mg/L以下		_	//
34 水素イオン濃度	令和7年9月3日	6.9	5以上9以下	_	令和7年9月11日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和7年9月3日	定量下限值未満	5日間の600mg/L未満	0.5	令和7年9月11日	"
36 浮遊物質量(SS)	令和7年9月3日	1	600mg/L未満	1	令和7年9月11日	"
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-		5mg/L以下			年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	_	_	60mg/L以下		_	"
措置の必要性	なし		00mg/ 25/1			

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

4 施設の点検

4 旭畝の点棟	m		1
項目	点検日	点 検 箇 所	異常の有無
擁壁等	令和7年9月24日	天端コンクリート	無
	7和7平3月24日	堤外地側	無
遮水工		左岸側	無
	令和7年9月24日	右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和7年9月24日	浸出水調整池	無
	令和7年9月24日	浸出水調整槽	無
浸出水処理設備	令和7年9月24日	処理設備	無
	<b>予和/平9月24日</b>	送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

5 タイオキジン類の測定							
測 定 結 果							
項目採取年月日	<b>炒</b> 版 年 日 口	最終処分場			水質環境基準値	測定結果の	測定頻度
	上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	( 周縁地下水 )	得られた年月日	例足頻及	
ダイオキシン類濃度	_	_	ı	-	1pg-TEQ/L以下	-	年1回
措置の必要性	_	•					•
項目	採取年月日		浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度	_		_		10pg-TEQ/L以下	_	年1回
措置の必要性	_						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	_	_	年1回